

## 宇都宮市市街化調整区域地区計画活用促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市の交付する市街化調整区域地区計画活用促進補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、市が定める「市街化調整区域の地区計画制度運用指針」における類型別地区計画決定基準に定める地域拠点型（以下「拠点型」という。）及び地域活力維持型（以下「活力維持型」という。）の運用区域において、地区計画制度を活用した住宅団地開発における公共施設整備に要する費用の一部を補助することにより、市街化調整区域の地域拠点や小学校を中心としたコミュニティ維持・形成を促進し、将来にわたり持続可能な「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現に寄与することを目的とする。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、拠点型及び活力維持型の地区計画制度の運用区域（浸水ハザードエリア内にあつては想定浸水深3m以上を除く。）において地区計画制度を活用し住宅団地開発を行う事業者とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地区計画制度を活用した住宅団地開発において他の補助を受けていないこと
- (2) 市税を滞納していないこと

### (補助対象地区)

第4条 補助の対象となる地区（以下「対象地区」という。）は、市が指定する別表1に掲げる地区とする。

### (補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業は、別表1に掲げる地区における拠点型及び活力維持型の地区計画制度を活用した住宅団地開発であつて、地域住民が主体となつて地区計画制度の活用について検討を行っている地区（地元自治会役員等から構成される組織を設置している場合に限る。）において実施する事業とする。

(補助対象施設)

第6条 補助金の対象となる施設（以下「対象施設」という。）及び標準単価は、別表2のとおりとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、別表2に掲げる対象施設ごとの標準単価に、対象施設の施工量（道路及び公園にあつては面積、調整池にあつては貯留量）を乗じた額又は、対象施設に係る工事請負額のいずれか少ない額に、別表1に掲げる対象地区ごとの補助率を乗じた金額とし、1,000円未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。

(事前協議書の提出)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市計画法第16条第3項の規定に基づく地区計画等の申出の1か月前までに、事前協議書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、事前協議書の提出を受けたときは、事前協議書受理通知書により申請者に通知するものとする。

(交付申請及び実績報告)

第9条 申請者は、工事完了の日から起算して1か月を経過した日又は工事完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を添えて、補助金交付申請兼実績報告書（以下「申請兼実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、これらの期限に提出できない特別な理由がある場合は、この限りではない。

- (1) 事業計画書
- (2) 法人登記簿謄本（個人の場合は営業証明書）
- (3) 位置図（敷地や周辺の状況を表示した図面）
- (4) 配置図（敷地内の公共施設の配置を表示した図面）
- (5) 竣工図及び整備前後の写真
- (6) 開発行為又は建築に関する証明書
- (7) 工事請負契約書の写し
- (8) 領収証書の写し
- (9) その他参考となる事項を記載した図書

(交付の決定及び交付額の確定)

第10条 市長は、申請兼実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を精査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び交付額の確定をしなければならない。

2 市長は、補助金の交付額を確定したときは、交付決定兼交付額の確定通知書（以下「確定通知書」という。）により、申請者に対し補助金の交付の決定及び交付額の確定について通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 確定通知書の送付を受けた申請者は、速やかに市長に補助金交付請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定及び交付額の確定を取り消すものとする。

- (1) 規則その他関係法令に反したとき
- (2) 申請兼実績報告書及びその添付書類の内容に虚偽があったとき

2 市長は、前項の規定による取消を行った場合は、交付決定取消通知書により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、当該取消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文（令和4年3月28日告示第104-3号）

令和4年4月1日から適用する。

別表1（第4条関係）

区分	対象地区	補助率
ア 拠点型	1 篠井地域拠点	50%
	2 富屋地域拠点	30%
イ 活力維持型	3 城山西小学校周辺	50%
	4 上河内東小学校周辺	
	5 田原西小学校周辺	
	6 清原北小学校周辺	40%
	7 瑞穂野南小学校周辺	
	8 国本西小学校周辺	
	9 平石北小学校周辺	20%
	10 清原南小学校周辺	
	11 豊郷北小学校周辺	

別表2（第6条関係）

対象施設	標準単価	備考
ア 道路	1平方メートル当たり17,000円	幅員6m
イ 公園	1平方メートル当たり26,000円	
ウ 調整池	1立方メートル当たり24,000円	